

団体に関連した、循環器病に係る現状・課題と今までの取組について

○介護予防事業における、1)失語症・構音障害、嚥下障害についての住民や行政担当者への啓発活動、2)嚥下体操の指導等を通じた嚥下機能低下予防の取り組み

課題:一部の地域に留まっているという課題

○医療機関・介護保険事業所における言語聴覚療法と摂食機能療法(嚥下訓練)の提供

課題:十分な言語聴覚療法が提供できないという課題(早期退院、介護度)

○障害者総合支援法における失語症者向け意思疎通支援者養成・派遣事業の取り組み

課題:平成29年度からの開始であり、まだ少数の自治体での取り組みである

身体障害者等級に関する問題

短期的(数年程度)に重点的に取り組むべきと考える循環器病対策とその理由について (予防・普及啓発、保健・医療・福祉の提供体制、研究等)

○健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法における都道府県循環器病対策推進協議会への言語聴覚士などリハビリテーション専門職(理学療法士・作業療法士)の配置
<理由>

附則の第三条には「政府は、てんかん、失語症等の脳卒中の後遺症を有する者が適切な診断及び治療を受けること並びにその社会参加の機会が確保されることが重要である」と、言語聴覚士が対象とする失語症を持つ方への対応も明記されました。協議会には「循環器病患者及び循環器病患者であった者並びにこれらの者の家族又は遺族を代表する者、救急業務に従事する者、循環器病に係る保健、医療又は福祉の業務に従事する者、学識経験のある者その他の都道府県が必要と認める者をもって構成する。」と法律にて表記されており、日頃より脳卒中・循環器病による心身機能の障害、活動や社会参加が制限されている方々へのリハビリテーションに従事している言語聴覚士、理学療法士・作業療法士の配置を要望します。

中長期的(10年単位)に重点的に取り組むべきと考える循環器病対策とその理由について(予防・普及啓発、保健・医療・福祉の提供体制、研究等)

・脳卒中後遺障害(失語症、構音障害、高次脳機能障害等)のデータベースの構築

理由:地域生活における自立生活を支援する体制を構築するうえで、後遺障害の出現数の把握が重要である。

脳卒中・循環器病と言語聴覚士

1. 言語聴覚療法、摂食機能療法（嚥下訓練）の対象
 - 失語症・高次脳機能障害
 - 発声発語障害（構音障害、音声障害）
 - 摂食・嚥下障害
2. 言語聴覚療法、摂食機能療法（嚥下訓練）の実施
 - 医療機関（リハビリテーション科、耳鼻咽喉科、神経内科、脳外科、小児科、形成外科、歯科等）
 - 介護保険事業所（通所、訪問等）
 - 障害者総合支援法にもとづく事業

予防の取り組みと課題

1. 取組

- 介護予防事業における失語症、嚥下障害、難聴についての住民や行政担当者への広報
- 同事業での嚥下体操の指導を通じた嚥下機能低下予防の取り組み

2. 課題

- 一部の地域に留まっている。

急性期・回復期における取組と課題

1. 取組

- 医療機関における失語症・高次脳機能障害患者、構音障害患者への言語聴覚療法の提供
- 医療機関における摂食・嚥下障害患者への摂食機能療法(嚥下訓練)の提供

2. 課題

- 早期に退院する失語症・高次脳機能障害患者への集中的言語聴覚療法が提供できない。
- 外来リハビリテーションの提供量が減少している。

生活期における取組と課題

1. 取組: 医療機関における継続的言語聴覚療法の提供
課題: 長期にわたる提供が困難
2. 取組: 介護保険事業所における言語聴覚療法の提供
課題: 介護認定の課題(介護度が低い)
3. 取組: 障害者総合支援法に基づく失語症者向け意思疎通支援者養成・派遣事業
課題: 少数の自治体にとどまっている
身体障害者認定の課題(3級、4級)

資料：失語症者向け意思疎通支援者養成事業

平成28年 支援者養成テキストの作成(日本言語聴覚士協会)、都道府県の障害福祉行政担当者、都道府県士会(言語聴覚士会)へのテキストの配布

平成29年度 支援者の養成講師を務める言語聴覚士(都道府県士会)を都道府県が推薦し東京で2日間の支援者指導者養成研修を開始(厚労省 日本言語聴覚士協会)

平成30年度以降の支援者指導者養成研修は日本言語聴覚士協会が委託され継続

2019(平成31)年度障害者総合福祉推進事業 失語症者向け意思疎通支援者の効果的な派遣実施に向けた調査研究の採択、実施